

近世天草の人口問題とその背景

檜垣, 元吉
九州大学九州文化史研究所

<https://doi.org/10.15017/7174315>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 2, pp.1-18, 1952-03. KYUSHU BUNKASHI KENKYUSHO, KYUSHU UNIVERSITY

バージョン :

権利関係 :



近世天草の人口問題とその背景

檜 垣 元 吉

緒 言

中世以前に於ける天草島の歴史は、極めて單純である。然るに永祿以後一度此の地に切支丹の傳道が行われて以來、此の西陲の一島嶼は、國史の上に重要な意味を持つことゝなつた。

余の考うるところでは、此の島に與えた切支丹の影響は、深く且つ根強いものであつて、禁教以後に於いても、猶その傳統は住民の生活の底流を爲して居り、近世天草氣質の形成に根本的な寄與を爲して居る如く思われる。

又原城一揆の後、江戸時代の大部分を通じて此の地方が天領として特殊な政治の行われたことは、又天草島の社會を特色付ける要因となつた。

元來、島嶼はその地理的制約の故に、他の社會とは異つた現象が見られるのであるが、特に近世の天草に於いては、最も大なる社會問題として、人口問題がある。

即ち天草に於いては、万治より慶應に至る約二百年間に、人口十倍して、終始人口過剰に悩まなければならなかつた。註一これに反して天草に隣りする五島に於いては、大正昭和の頃に及

んでも、他郷人の移住を歓迎しなければならぬ位、人口稀少な状態であつた(五島民俗圖誌)。この相異なる二つの答は、何れも島の生活に對する理解の手懸りとして重要である。

元來天草は、山岳重疊、丘陵地が多く地形複雑で、林野は總面積の七割を占めると稱せられ、耕地が少く、海面の干拓によつて新田の開発が企圖せられたけれども、その多くは排水不良で收穫も從つて少い。註二此の根本的條件は、現在も變らず、之れに關して、大正十五年天草郡によつて編輯された「天草案内」は、水稻の條に次の如く述べている。

「その反當收穫は僅か一石三升五合で、縣下平均一反步收穫高に及ばざること實に八斗九升五合である。耕地は表土淺く、平均三寸余に過ぎず、瘠薄なる粘土質多く、下層は保水に乏しく、且灌漑用水の不足と深耕の不可能なるとは、稻作改良の至難とされる點である」。

その他の農作物も、享保年代漸く産額の増加をみたと思われ、る甘藷が、必然的に重要な地位を占むるに至つたこと及び換金作物として文政元年以來、甘藷が幾度かの制限令にも關らず、引續いて栽培された以外は、特に擧ぐべきものに乏しい。而して他の産業は、或は漁業の如く發展の余地を存しながら未發達であり、又砥石・陶土の如き重要な資源は存したが、

これは一地方に極限されて居り、多くの島民達は、山林による山稼(寛政頃には居住地の周邊を伐り盡したらしい)と、所謂俵物に屬する煎海鼠・干鮑・鱧鰭及び和布^{わかふ}・海羅^{よろ}・鶏冠菜^{とさか}に依存することが、多かつたようである。

註一

「人高八年々相増當時御高貳万三千石余之場所ニ人數拾貳万余有之迎も田畑斗之稼ニ而者渡世出來不仕候ニ付他國稼等ニ罷出度候得共前々より痘瘡を嫌候所風に御座候得は其儀茂出來難仕漁方山林を重ニ相稼候處近年ニ至候而は山林竹木茂悉伐盡其上不漁打續一統困窮ニ差迫難取續御座候」

(寛政度「願書」)

註二

「天草郡之儀は野山嶮岨ニ而土地惡鋪谷間迫間之地所勝ニ有之兩毛作之田地少、其上一郡一圓之離島ニ而御座候得共川丈短、水元間近ニ御座候故、僅之旱ニ茂及渴水ニ田地用水ニ不足仕百姓困窮之場所柄」

(文化四年「肥後國天草郡村々御手當定免何書」)

「天草郡之儀離島ニ而山野勝之場所ニ有之、御田地は谷間迫間多、一体地面不宜、田畑共土性惡敷米穀出來方無甲斐、百姓困窮之地所ニ有之」

(寛政六年「以書付奉願候御事」)

天草に於ける人口問題

近世天草の最も特異なる現象は、その人口問題である。徳川時代に於ける人口が、多く停滯的であつたことは、現在にあつては常識化して居ると云つてよいと思う。今便宜の爲、關山直太郎氏の「近世日本人口の研究」によつてその實際をみると、天草の所屬する肥後の國の人口は、寛延三年に於て、六二〇、二四四、弘化三年に於て、七五五、七八一となり、明治五年に至

つて、九五三、〇三七となつて居る。即ち寛延三年より弘化三年に至る二十一年間に、一三五、五三七八、即ち二割強の増加を見て居ることとなる。

更に九州地方を概括的にみるに、寛延三年の人口、三、一六五、三七〇、弘化三年の人口三、四六八、〇四五で、寛政三年の人口指數を一〇〇、〇〇とすれば、弘化三年に於いては、一〇九、五六となる。九州に於いては、二十一年間に三十万二千六百七十五人、即ち一割弱が増加したこととなる。

然るに天草の人口は、万治二年(一六五九年)から慶應四年(一八六七年)迄約二〇〇年間に、人口十倍した。(附表參照)

近世天草の人口に關する最初の且つ最大の出來事は、島原半島に面する所謂東目の住民が、擧げて原城の一揆に参加した爲、寛永十四—十五年の間に於いて、人口の殆んど半ばが失われたことである。されば一揆直後、寛永十五年江戸から宗門改めの爲めに下向した久世大和守等も、東目筋は人影薄きが故に、主として西目筋のみを廻村して居る。即ち天草東部の住民が、此の叛亂によつて一掃し去られたこと、全く島原の南目に於けると同様であつた。此の無人の荒野を舊態に復せしめることは、當事者にとつて切實な問題であつたから、十六年十月、幕府は、當時亂後の島原に滞留中の、後に天草初代の代官として顯著な治績を残した鈴木重成に、天草亡所開發仕置を命じている。十八年九月に至つて重成は、天草代官となり、以後十三

年間在職することゝなるが、寛永十九年には、住民の大半を失つた島原天草の荒廢地に對して、天領及び九州諸藩から移民が行われることゝなつた。天草への移民中、現在明らかになつてゐるのは、薩摩から三十戸・五十五人・馬四十九頭が、七月に肥後から移民百七十人と馬二十頭が入植したことである。引續き移民が迎えられたことは、「天草郡年表事略」正保四年條に、

他國より入百姓五百人住居被仰付候

とあることによつても幕命によつて、次第に失われたる住民が補われて行つたことが推測される。此等の移民には、住宅が村によつて提供され、農具は公儀持ちであつた。（松田唯雄氏「天草近代年譜」）「年表事略」によれば、明暦元年の觸書にも、

浪人百姓有り附き申し度く申すに於て者、其村より小屋掛いたし有り付け置き申す可候。飯米持ち申さざる者の儀は、此の方え相斷り申すべく候

（六月廿二日伊兵衛殿被仰出候御ケ條）

とあるから、原城一揆後の約五十年間は、島外からの移住者が歡迎迎えられたことが考えられ、天草は正に、「寛永年中切支丹騷動御仕置以後、人拂底に相成り、他國より人人多く仰せ付けられ候場所」（正徳五年大庄屋取立に關する觸書）であつた。

一揆直後の天草の人口は明らかでなく、唯強いて推測するならば、凡そ天草の人口十万と推定される天明八年に書かれた「天草郡記録」が、「人高先年とは二十倍の増人にて」と云つてゐることから、かつて人口五千位の時があつたのではないかと思

われるが、略々正確に天草の人口が知り得るのは、亂後廿年の万治二年（一六五九年）に行われた檢地からで、人口一万六千。その以後の人口の變化は、附表によつて見られる如く、慶應四年には、十五万六千余に達する程、顯著な増加を示している。徳川初期に於て、説意島外からの人口を入れなければならなかつた天草も、寛政二年の頃に至つては、余剰人口の轉出を計らねばならなくなつた。註 亂後百五十年にして、全く反對の立場に置かれたわけである。

註 御仕法方天草郡百姓共關東引越下御觸應由觸候、然者御勘定所より出候御書付寫左ニ記、御勘定所ニ而御勘定稻生平左衛門殿被申開候ハ天草郡之義は所不相應多人數之場所と兼而相開候、關東筋者至而人少ニ而荒地等も數多有之段々御世話も有之候

右ニ付多人數之所より引越等ハ出來不問敷哉、急度承届候と申儀ニ而は無之内ニ被問合申候段被申開候ニ付仰之通天草之儀ハ高不相應ニ多人數ニ而至而難儀仕候。

一鉢所風ニ而抱瘡を嫌ひ候ニ付是迄他所へ稼等罷出候者も無御座、長崎表に男女共稼奉公ニ前々より罷越候得共、其外之所へは罷越不申夫一ツハ人數多候様申達候處平左衛門殿被申候は若引越等相望候もの有之候ハ引越料夫食農具等之御手當テは被仰付候、引越百姓出來候へは夫たけ郡之ゆるミニ相成双方ためニ宜敷、上之御爲ニも相成候儀ニ候間村相開組右之儀拙者方へ被申出候様被申開候而村方開届可申旨江戸川口長兵衛方より申越候間承届可被申候。

右御書付之趣を以村々得と御開組被成、右書付を以組方より御届可被成候。尤御延引ニ成候而ハ相成不申候間此廻狀届次第御開組被成早々御申越可被成候。尤此廻狀割付ヲ以組元より組元又被繼送可被成候。右之段申遣度早々以上。

寛政二戌年五月十九日

富岡役人衆中

大江組

久國組

壹町田組 庄屋御中

以書付奉答候御事

(中略)

引越候百姓出来候得者夫丈跡之ゆるミニ茂相成双方之ためニ宜候間、村方聞
糾否申上候様被仰渡奉承知本戸組村々相糺申候處御憐愍を以被仰渡候趣難有
難奉存候得共兩郡之儀所之風ニ而痘瘡を嫌申候ニ付遠國ニ引越申候儀難成段
申出候ニ付爲御届書付奉差上候 以上

本戸組

大庄屋

戊 六月

木山恒四郎

富岡 御役所

(木山氏藏「御用觸寫帳」)

以上の文書によれば、天領の管轄者たる勘定奉行が、高不相
應の多人數に達した天草島民を、猶開發の余地ある關東に移し
て、情勢を緩和せんとしたもので、此の企劃は、江戸の町人か
と思われる川口長兵衛なる者の發案にかゝるものらしい。然る
に、此の計畫は、全く島民の容れるところとならなかつたと
と、大庄屋の報告によつて、明らかである。

寛政二年には、以上の如く、他領えの移住が考慮せられた
が、其の以後は、再びこの事なくして終つたもののようであ
る。幾多の史料に見られる如く、天草の島民は、痘瘡に對する
恐怖もあつて、頑強にその故郷を離れようとはしなかつた。

併し、徐々にではあるが、人口を島外に向つて吐き出す方法

としては、出稼奉公がある。事實、相當多くの者が、他領特に
長崎に赴き、又は季節労働者として、肥後に赴く者が少くな
つた。註然し爲政者は、この様式による人口問題の解決を喜ば
ないのである。

註

「二三ヶ月繰之日數日雇月雇奉公稼他國出之者數千人ニ而出這入多、殊ニ
出稼先ニおゐても居所不定、都合ニ隨ひ所替等致し候儀ニ御座候」

(「出職出稼奉公人取扱方願書」)

比類なき過剰人口を擁しながら天草島が、猶領内の人口を他
領に向つて送り出すことを欲しなかつたのは、封建社會の封建
社會たる所以であらう。而してそれが先ず一定の貢納者を確保
せんとする要請に基づくものであつたことは、次の御觸書によ
つても窺い得る。

文化十年八月

他國え罷越候者之儀付取締申渡

(前略)百姓町人之内困窮者之兄弟并忸娘等他國え奉公稼ニ差出候者ハ親類五
人組之者共え茂申聞村役人え申出往來切手請取可差出候

一 百姓町人株式相續罷在候者ハ株式を捨他國に奉公稼等ニ罷越候儀容易ニ
難相成事ニ候 且又不限男女親類組合村役人え茂不申出無往來ニ而他國え罷
越候者前々より法度ニ候條彌以堅固守可申候 右之通相觸候上ニ而茂不相用
無往來ニ而他國え罷越候者えは欠落ものに候條親類組合村役人申合心當テ之
先々相尋日數七日程相尋候而茂不尋出候ハ、彌欠落者ニ相決親類組合村役人
連印ニ而早速御役所え届書可差出候(下略)

安永六年七月の「村々奉公稼之儀に付右近將監殿被仰渡候」なる
記録(高濱村上田氏藏)に。

村高之人別割合何人迄は奉公に出で候でも差し支え無之と申す儀も、村高不相應に他所に奉公稼に出で候者多く相成らざる様、村役人油斷無く取計らふ可しと云う政策にも見られ、又此の方針が踏襲されたことは、文久年間の福連木村の庄屋であつた尾上家の記録によつても、窺はれる。註

註 村法之事、當村他國出稼之儀者、男女共、成丈差出不申様、前々より取極罷在候（「風土行事書上控」）

特に慶應年間に及んで、長崎貿易の範圍が擴大されるに及んで、天草よりの長崎出稼者が遽かに増加するや、華美の風に馴れ矯りに習うことを恐れて、長崎奉公を差止めて居るが如き、その極端なる現われで、慶應元年壬五月の御觸書に先ず此の事が見え、（「天草近代年譜」）、翌慶應二年の秋に及んでは、更に長崎出稼人の引戻しが行われている。天草の各所に「長崎え罷越居候もの、呼返し人數名前書帳」とか、「長崎奉行稼人引戻改方帳」等の記録が存し、中には一村で四十六人の出稼人を呼び返したものがあつた。或村では、廿六人の「我儘申張歸村致さざる者共」を擧げて居るものもある。

又自由に出國が許されたとしても、島民自身無制限に他領に進出したか否かは疑問である。古來、天草人は疱瘡を恐るゝの余り、故郷を離れない特殊の風習を持つていた。一度他國に出た者でも、疱瘡流行するや、直ちに歸島したと云われている。註

註 「當島は人別多く他國出稼のものも數多御座候得共疱瘡を嫌ひ候島柄ニ而他國え罷出候而茂疱瘡流行いたし候得は速ニ歸島いたし候儀ニ付年季を極出職出

稼又は奉公稼等いたし候もの無之」（「出職出稼奉公人取扱方願書」）併し不作によつて、領内の人口を養ひ難いことが豫想される状態に立ち至つては、先ず島内の人口を削減することを考慮せざるを得ない。文政四年の觸書を擧げれば、次の如くである。

「當年は一鉢に作柄宜しからず候間諸事格別に儉約いたし村小入用情々減少せしめ男女共他國稼ぎに罷り出で度しと申候はは定之通り大庄屋より□々無く稼ぎ往來相渡し來春夫食不足に之無き様村役之もの深切に世話致す可く候。

但し長崎奉公人之儀、稼中は宜敷哉に候得共歸國之上百姓に立戻り兼ね食味を始め衣類はき物に至る迄自然と町人風に相成り唐物除き之品杯小商行いたし、中には藥種を始め諸品不慎の品々賣代なし不審之儀折々相聞、時々糺を受け候事に付可成丈け町奉公不爲致肥後、筑前、日向邊、人不足之場所之稼に罷越候様、世話可致候」

以上によつても知られる如く、爲政者の恐れたのは、農民の變質、即ち町人化で、一面に於いて商人化することによつて封建社會の對立物となり、更に他の一面に於いて、農民として封建社會を支持する機能を喪失すること、なるのであるから此の出稼が平時に於て容認せられなかつたことは、當然の理由が存したと云わねばならない。

文政十三・十四兩年も亦、連續せる不作によつて、特に他領出稼が獎勵されて居るが註、此の兩年の御觸書をみると、次男・三男並びに小兒が對象とされつゝ、同じ條件のもとにあると考えられる婦女子が擧げられていないことを特に注意して置きたい。敢えて想像を加えるならば、經濟的弱者たる婦女子は、種々の障害にも拘らず、絶えず領外に流出して居り、婦女

子の出稼は、特に文中に於て言う必要が認められなかつたものであらう。

註 昨子年風損引續、引柄不足、小前末々迄及難澁、殊に當寅春は、正月も有之、銘々の儀に付申合、次男三男並に子供に至迄、他國日雇稼奉公等に差出、難儀を凌候様可致候

但奉公稼往來之儀は、定例之外日限差延、一ヶ年稼にも致、無滞可差出候

(木山氏藏文政十三年「御觸書寫帳」)

一、諸國見合わせ之内、天草郡之儀は不作ながら、先づ可成に付き、只今の内銘々心掛け、次男三男末々の者共は、日雇奉公稼に差し出し、窮民相増さざる様、厚く世話致すべく候 (木山氏藏文政十四年「御觸書寫帳」)

斯くて多少の出稼人はあるにせよ、人口の増加は終に停止することなく、文政十年の頃には、天草の人別他の地方に比して十倍すると稱せられるに至り、人口の重壓は増大するのみである。

而かも此の人口の上昇は、何等の制約なしに起つたものではなかつた。徳川社會に於ては、周期的に起り来る飢饉によつて、幾多の人命が失われ、飢饉後の農村には、人口半減するもののあることは、必ずしも珍らしいことではない。天草のみが凶作を免れるわけはなく、食料の缺乏が人口の増加を障げたことは、當然豫想されてよい。

痘瘡による人口の減少

更に天草にとつて、尤大な人口を奪い去つたものに、天然痘の流行がある。近世天草に於ける天然痘の所見は、寛永三年の頃からであるが、現在の管見でも、以後徳川時代を通じて、三

十回以上に亘つて、天草を襲い、多くの人命を奪い去つた。一度流行期に入れば、一旦罹病して免疫となつた者以外の殆んど全部が痘瘡を煩わざるを得なかつた。斷片的な記述ながら、寛政六年には、志岐村が、不殘痘瘡を仕廻つたと云われ、享和六年には、崎津村は一時七分通りの死亡者が生じたと云う様な記述が見られる。文化十一年の御觸書に「當郡之儀、痘瘡を忌嫌ひ、ひたすらこれを避け遁れがたきに及んで、煩ふもの大かたは非命之死をいたし候」と云つてゐるのは、その一面を物語るものと云えよう。

一方に於いて斯くの如き天然痘の頻繁なる流行によつて、多量の人口を失いつゝも、天草の人口は増加したのである。この事實は、天草に於て諸地方に普遍的に見られる人口制限の如きことが、殆んど行われなかつたことを思ひしむるもので、この問題は天草の人口問題を考うるに當つて一應顧みておく必要がある。

幕末に及んで確實なる種痘法が輸入される迄長崎を中心とする諸地方に於ける痘瘡の災禍は極めて甚大で、天草に於けるその歴史は本稿に密接な關連を有するから徳川時代に於ける天草に痘瘡が如何なる影響を與えたかを概観することとする。

對外的に文化と共に傳染病をも全國に先んじて受容しなければならなかつた此の地域は、早くから外國傳來の惡疫の慘禍を體驗しなければならなかつたらしい。例えばルイス・フロイス

はその「日本史」六八章に於て五島の天然痘に關して次の如く述べて居る。

天然痘の流行する時、島民の之を怖れること云つたら、西洋諸國の黒死病に對するの異ならず、これに罹つた者があると、家から隔離してその回復をまつ。殿の家來達も一定の日數を経過するに非ざれば登城を許されない。又回復した者が外出する時は、まづ齋戒沐浴して身を潔め衣服を更えなければならぬ。

思うに切支丹の傳道者の往來と雖ども此の惡疫の傳播を助長したのであろうし、耶蘇會關係史料に癩病と稱せられているものの中にはその傳染の速やかな狀態からすれば天然痘をも含むものの如く、一方その醫療事業の影響で隔離其の他の科學的處置も特に九州地方には一般に行われたらしい。徳川期の醫書にも此の地方の病者隔離の風習に就いて述べたものが多い。註

「肥後國天草、熊本、周防國岩國、紀伊國熊野信濃國木層山中、御獄山の邊等において、痘瘡患ふものあれば、一郷一村を隔て、人家を去ること一二里にして、山野深谷に小屋をしつるひ、或は農家をかりて傍人を附け置きて、食物など始に運ばせ、一家親類たりとも出入をやめて、醫を迎へて藥を用ふること少なし」(「國宇痘疹戒草」)。

「肥前大村及び肥後天草の如き、痘疹を懼るゝの甚しき、若し痘疫内地に入れば、父母兄弟妻子の差別なく、皆これを山野に捨てて、決してこれを顧みず、唯その死生のまゝにして治療を加ふることなし、縱令平癒するものありと雖も、百日を過ぎ一時を踰えざれば其家に歸ることなし」(「痘瘡問答」)。

「大村藩領内は、古來痘瘡を恐るゝこと甚しく、痘瘡にかゝりたるものは、人家を離れたる山中に木屋を構へて、此處に早送し、定めたる看病人の外は、一切交通を絶ち親子夫婦たりとも立寄ることを得ず、又其家にては、日々飲食衣服藥品等一切需用の品を運び、醫師を頼み、山使を傭ふなど、其費用移しく、且つ一旦山に運び入れたる物品は再び人里に持歸ることならざれば、謬に

痘瘡百貫と唱へ中等以下の生計にては、大低身代を潰し、累代の住家をも離るゝもの少からず」(「大村藩痘瘡話」)。

天草に於ける痘瘡の實際を見ると先ず殆んど罹病と共に隔離が行われ以上の所傳の正しいことを裏書している。天草には寶永以前から痘瘡患者の爲に山小屋なる施設が存在した。現在山小屋に關する最も古い所見は寶永六年の觸書である。これによると、痘瘡人山小屋の構造は一人當り二間四方廿人位を收容し得る小屋で屋根、壁は茅簾で圍み床を張り疊敷きにする様に定められている。

一村の罹病者廿人迄は此の隔離病舎に收容するがそれを超過すると届出の上、下知を得て病者を村家に置き看護者を除く外の健康體の者は村端に避難しなければならぬ。

山小屋に入つた痘瘡患者は一人に付き二人宛の看病人を付け醫師の手によつて十分養生を加えられる規定で病者の扶持米、醫師の手當て等に關しては三人の宰領人が設けられ、多數の患者が發生し村方で處理し得ない時は當局の指揮を仰ぐ可きことが令せられて居る。(「天草郡年表事録」)

次に舟によつて、從つて他領に患者を運び去る隔離法があつた。これは最初の患者に對してとられた處置であると考えられ、風雨に拘らず近郷に積み除けた史料とか「皿山痘瘡病人今晩出船ニ付村中より加勢錢五百目差遣」(文化四年高濱村)と云う様な事例も見出される。

隔離と同時に庄屋は一方富岡の代官所へ飛脚を差し立て、届出で又僧侶其他に祈禱を依頼する慣例で前掲文化四年高濱村の例では「右痘瘡爲祈禱隣峰庵ニて皿山中安全大般若理趣分經轉讀御願申上」と見えて居る。

而して流行猖獗を極めると其の影響も甚大で宗門改が延期される位は當然のことで或は大庄屋がその居村に留ることを得ず他村へ立退く事例もあり、代官所所在地が流行地となつた場合など交通が遮斷される爲一時代官所の政治機能が中絶することもあり得る。

一村残らず痘瘡を「仕廻」つた場合には「口明け」が行われ口々の番屋が撤去され通行が許され庄屋は諸祓を行つて常態に復舊するわけである。

今幸にして文化四年及び五年の高濱村に屬する諏訪之通の狀況が知り得られるから痘瘡流行の實態を捕える意味に於て略述する。

諏訪之通は家數一二二軒人數五四〇人の小字で、文化四年十二月、同所の薦助が病死、病名は不明であつたが病中並びに葬式に立寄つた者多數が一時に發病し同月十四日迄には七十五人の患者が發生し同日これを山小屋に更に同居家族を除小屋に隔離することゝなつた。然るに新患者が更に發生し、除小屋から山小屋に移されるものも生じ翌年一月迄には罹病者一五〇人中

五七人が死亡し九〇人が生存している。此の頃に至つて主治醫として肥後宇土郡碓江村から招聘した宮田賢育が歸村せんとしているから大體に於いて此の程度の被害を以て終息したものとして推定されるが中には一家六人が全滅せるもの家族の大半を失うもの幼兒一人のみが生き残るもの等が生じその犠牲が僅少なものでないことが顯著である。

中にあつて家頭(家父長)を失つたもの一四、主婦を失つたもの一二、一〇才以下の幼兒の死亡一五、二〇―三〇才働き盛りの男女一人等が失われた。

(一) 諏訪之通痘瘡病人山小屋入并除小屋入書立帳

狀況斯くの如くであれば天草島民が極度に痘瘡を怖れるのは當然であり、且つ年によつて被害の程度に差異はあつたであろうが宛かも風土病であるかの如き觀を與えるこの傳染病が天草の人口を減少せしめる作用を爲していたことは疑いの余地を存しない。

唯天保末年に及んで大村藩の所謂種痘山の影響によつて大田山と稱する療養の施設が上津江村に設けられた。

天保十三年一月二十五日

懇と以同文得御意申候 坂瀬川村現成と申醫師上津江村之内字大田と申所へ種痘山相始度御願申上候處御許容被仰付富岡町志岐村邊追々痘瘡流行之趣ニ候間其砌より相始候趣ニ付左様御承知成候尤村々より種痘相望候ものも有之候へ、此旨御申通可相成候依之村繼廻狀如斯ニ御座候 以上

東筋 〔 〕 庄屋大庄屋衆中

右醫生玄成へ大村醫兼而右段相心得居候もの手加勢之積當所へ罷越居候

特に嘉永元年蘭醫モーニッケが牛痘苗を長崎に齎して以後は間もなく此の法が採用され漸くにして積年の慘苦から解放されることゝなつたのであるが、之に關して興味深いことは長崎の畫家木下逸雲が嘉永三年の頃天草に來つて牛痘を施し、更に醫師に對しても此の新來の種痘法を傳へんとしてゐることで日本醫學史の上に特筆すべきことゝ言わねばならぬ。 註

嘉永三年三月二十七日

廻狀 蘭人持渡之牛痘を以植痘之儀上津深江村宇太田山におゐて取行度趣依頼承置是迄試候由之處至而輕安其上傳染等之氣遣茂無之天行痘流行ニ交候而も再煩之患無之趣顯然いたし然候處外村々之内ニ茂未熟之族醫ともをハ留置爲及種痘如何之趣も相聞候、右者得斗相糾正法熟練のもの候とも御役所へ届出差圖を請取計可申候、猥ニ出所茂疑と不改旅醫を招勝手儘之取計致間敷候、此回狀村下令請印早々順達留

追而本文牛痘傳染□致趣相辨大田山へ參居候醫師村方へ招自宅ニおゐて取行度候段願出候村も有之(中略)此段も心得として相達置候事

嘉永三年四月一日

覺

長崎八幡町醫師

木下逸雲

右のもの儀種痘功者之趣ニ付當地に呼寄之上當春已來相□し候處大勢□安く種痘いたし諸人相助り候折柄此度富岡陣屋詰之ものと申越候趣ニ而は天草郡中痘瘡流行之由ニ付牛痘望のものも追々出來候趣相聞候諸人を救候仁術之儀ニ付不取敢出立申談逸雲差向候、無疑念望之ものは種痘受可申候尤元來當人施し之志有之候付都而無心配手輕ニ取計小前難澁不相成様世話可被致、且右牛痘傳法望之醫師えは是又相傳へ候趣ニ付其旨組之庄屋え通達いたし候様可被相心得

近世天草の人口問題とその背景

候、此書付被見候□留り村より富岡陣屋へ可被差出候 以上

池田岩之丞手代 紅林伊九郎

(下略)

天草と切支丹

天草と切支丹との關係は永祿九年ダルメーダの傳道以來のことであるが、天草島は島原半島と共に最も基督教の滲透した地方であつた。されば此の地域を背景として原城一揆が生起したのも偶然でなく、文化二年を一つの頂點として崎津、大江、今富、高濱の諸村を中心起つた大規模な切支丹崩れは特に注目すべきことゝ云わなくてはならぬ。この文化二年の切支丹崩れは其の徳川末期迄長期間に亘つて潜伏して居たことと、その隠れ切支丹の數が五千註を超えたる尤大なものであつた點に於て重視さるべきものであり、一應天草の人口問題と關連を考へてみることも可能である。

註 文化二年の天草の切支丹崩れは信徒の總數五千百人(文化二年丑、以書付

奉願候事等)と明記されながらその數が余りに多數な爲に信ぜられず、五千人人は信ぜられないにしても千人は越えていたとしか考へられなかつたが此の事件の直接關係者の記録によるとその實數は四村の惣人高一〇七二人中五二〇二人の所謂宗門心得違の者があつたらしい。

宗門心得違御改四ヶ村人高之事

文化二 御改

大江村

一惣人高三千百四拾三人

男 千五百六拾五人
女 千五百八拾壹人

此 譯

竈數□軒

千拾壹人 内 男 五百十九人 素 人
女 四百九十人

〇〇〇四十一軒

貳千百三拾貳人 内 男 二千四十三人 宗門心得違
女 千八拾九人 崎 津 村

同 斷 貳千四百拾壹人 内 男 二千四十三人
女 千八十九人

同 斷 貳千四百拾壹人 内 男 二千四十三人
女 千八十九人

此 譯

竈數廿七軒

七百貳人 内 男 三百五拾貳人 素 人
女 三百五十人

家別頭四百拾九人

千七百九人 内 男 八百五拾三人 宗門心得違
女 八百五十六人 今 富 村

一 同 千八百三拾八人 内 男 九百三拾九人
女 八百九十九人

此 譯

家數百五十軒

七百九拾三人 内 男 三百八拾三人 素 人
女 四百拾人

同貳百五十四軒

千四拾五人 内 男 五百五十六人 宗門心得違
女 四百八十九人

但 本竈二百拾四軒 内 拾六人眞宗
別宅 四拾軒 此家數四軒

高 濱 村

同 斷 三千三百廿人 内 男 千六百五人
女 千七百十五人

此 譯

家數五百七十軒

三千四人 内 男 千四百卅人 素 人
女 千五百七十四人

但 本竈 四百五十軒
別宅 百廿三軒

同 八拾五軒

三百拾六人 内 男 百七拾五人 宗門心得違
女 百四十壹人

但 本竈 六十壹軒
別宅 廿四軒

合 壹萬七百拾貳人 内 男 五千三百六十六人
女 五千三百六十三人

此 譯

五千五百拾人 内 男 二千六百八十四人 素 人
女 貳千八百廿六人

五千貳百貳人 内 男 貳千六百廿七人 宗門心得違
女 貳千五百七十五人

(高濱村村鑑四五)

此の事件に關しては長沼賢海氏の研究「江戸時代に於ける天草の切支丹」があり、予も改めて此の問題を取扱いたのでその内容に就いては今此處に述べないが、そのよつて来る處は遠く又文化二三年の彈壓を以て切支丹等が全く屏息し去つたものでもなかつた。

彈壓に對する反動が現われたのは文化二年後六年を経過した文化八年で、即ち同年五月初旬網代に就いて隣村崎津との紛争等に端を發して舊切支丹達が「邪宗御吟味の仕返、妄念朝し」を企てつゝあるとの情報が高濱村庄屋に傳えられた。(此の記録は表紙に「文化八年」「騷立候」の字が見られる以外標題が缺損している。)

文化二年の事件は別に史料を纏めつゝあるので、此處には切支丹の根強さを窺う意味に於いて文化八年の經過を述べる。

五月十二日村民等は氏神の拜殿に集合、漸く運動は表面化し十五日に至ると唐船挽船に關して崎津村が今富村の立入を禁示

した事件も加わつて「七年以前異宗御糺しと並びに去年轉變吟味右兩條の打返し忘念晴し致し庄屋を追退け」んとしつゝあることが明らかとなつた。

この事件發生以前から茂左衛門なる者が文化二年切支丹吟味の結果取崩された切支丹墓を再興すべく東仙と稱する僧侶に依頼して居つたのであるが、六月八日に至つて東仙は茂左衛門が今以て切支丹を信するものらしい事を庄屋に報告している。茂左衛門の地所内に取崩された墓の一つがあり地中の人骨は發かれて海中に投ぜられた。親類或は家族に病身の者が生じたので古老に占はせたとく墓所の祟りであると云われたので取崩された墓所の土を先祖の墓地の側に「内々墓に取立」てたいと云うのである。これは一應拒絶されたのであるが、村方が禁教の報復に動き出した勢に乗じて再び東仙に此の問題を持ち出したもので現在の村役人の下に在つては再興不可能であるから、庄屋を追ひ退け然る後再興を企てんとしているものようである。

更に六月十二日には佐左衛門なる者の生後六十日程の倅が死去したところ、僧侶に依頼せず自分等のみで埋葬を行いこの事は文化二年の禁教に活躍した僧侶の一人極堂長老をして大いに立腹せしめた。

十六日に至つて一揆は愈々本格化し不參加者(素人、即ち切支丹でない者が大部分である)の家々には四五度も使を差し立てゝ難題を持ちかけ、一揆に與しない者は小兒たりとも屋外に出

づるを許さずと云うのであるから田畑の耕作にも出られないわけである。

廿一人の不參加者に對して二百余の一揆が押しかけ惡口を放ち寺院には散餞齋米を與えず庄屋も其村方より構い申さずと大音にて喚び、夜に入つて百五六十人の一團は庄屋に直對すべしと稱して九つ過ぎ迄五時間に亘つて庄屋の役宅を包圍した。勢斯くの如くであるから下女下男の自宅に引取るものがあり醫師も一味しない者は療治を拒絶され、寺子屋の子供等に至る迄その余波を受けざるを得ず綿打商人も徒黨に組せずんば村えの出入を差留められ、一揆方の一人を家主とする紺屋某も借屋を立退いては生活し得ないので余義なく之に加わるこゝとなつた。一揆は又庄屋手附の算用方、使番に對しても仕事を放棄する様勧誘して居る。

六月卅日に一揆中の三十九人が富岡に赴いて居るのは代官に對して訴訟せんが爲であると考えられ、彼等が半ば公然と切支丹禁制に對して抵抗していることは徳川時代の出來事としては驚くべきことと云つてよい。以下八月に至る迄の詳細は記載を缺くので不明であるが此の運動が決して中絶したものではないことは今富村の年寄役等が五箇條から成る文書を庄屋上田演五右衛門に突き付けたのを以ても知り得る。

一 役座屋禰緒不仕候事

一 屏修覆不致候事

一 庄屋富岡出勤人足之儀御用之筋次第に而相勤不申候事

右の外、事件落着迄諸賣買諸職人日雇等庄屋とは一切の關係を絶つと云うのである。

次に九月十日の條の壹丁田村葛河内の徳藏と稱する者が牛を殺し牛皮、肉を取扱つたことが役方に聞こえ吟味の上繩手鎖をかけて置いた處、村方の者が態と逃亡させた事件が起り四箇村（文化二年の切支丹崩れに關係した四箇村と推定されるが）が之と關係がありはせぬかと疑われて居る。

又それに續く末文に異宗御吟味の節内々賄賂を村方に贈つて素人となつたと云う五人の名前を擧げて居る。

思うに文化二年の切支丹崩れによつて大江以下の四村に五千二百の所謂宗門心得違の男女があることが明らかにされたが更に西目筋には（例えば壹丁田の如き）若干の隠れ切支丹が存して居たかも知れず又右の四箇村の素人中にも猶何人かの切支丹があつたことが想像される。要するに天草は從來想像された以上の多數の切支丹を擁していたのではないかと推測する。

最後に我等にとつてより重要なことはこのかつての隠れ切支丹等が文化二年の彈壓によつて終熄し去らず、六年の後に於て猶抵抗を試みんとして居ることである。此の執拗なる反潑力は如何なるものに由來するのであろうか。切支丹信仰がその直接

の楔機の一部を爲して居ることは言う迄もないが、更に彼等の信仰がなを積極性を持続しその背後に在る大なる槓杆の役目を爲して居りはしないであらうか。

斯く見來る時、天草の人口現象も亦切支丹の遺産の一つであると考え得られぬことはない。墮胎と殺兒の惡徳に對する非難は切支丹の渡來と共に始まつたと云つてよい。ザヴィエルが天文二十一年山口の街頭に於て先ず非難したものは偶像崇拜、男色と共に「女が子供を養育する苦勞から免かれんため、子供が生れると殺し、或は墮胎する」ことであつた。

「人を害すべからず」とする十誡はさておくもドチリナ・キリシタン等切支丹教義書が此の事を強調するのは當然で「さんたまりやの御組の規則」の如き「子をおろすかころす」者は組の通用を放つことを規定している。

又事實切支丹信徒の間では人口の増加がみられたらしく、ルイス・フロイスの一五八五年一〇月一日付長崎發書翰（村上直次郎氏「耶蘇會の日本年報」第二輯）にも之に關する記載がある。

「日本に於ては異教徒が貧苦の爲め、又古來の慣習に依り、惡魔の勧めに従つて生れた子女の中、養育することの出来る者のみを育てることが通常である故、墮胎は無數で、生れた上殺す幼兒も亦多數である。是は大に驚くべき事である。當所に於て住民は皆キリシタンでありキリシタンでない者は此所に居住することを許されず皆キリシタンとして生活する故、子供を殺すことなく、其數は増加し異教徒の町に比して非常に多く、又皆稀なる才能の者である。」

文化年間に至る迄二百年に亘つて命脈を維持した切支丹が、

かつて傳道者達によつて強調された重要な徳目の實踐を傳承したとしても敢て不合理とは云い難いであろう。予は此の切支丹倫理が他の要因に助けられて天草に於て慣習的なものとして一般化しその人口増加の原動力を爲したのではないかと考ふる。

土地と人口

この次第に増加する人口を、固定した天草の土地が如何なる形態に於いて受容したであらうかが次に顧られなければならぬ。この経過を研討する爲の十分な資料を有しないけれども、一例を大江村にとり、村の構成を手がかりとして、此の問題を窺つてみよう。
(文久二年「大江村從來仕法取極」明治三年「大江村仕法何書」)

大江村は、天草西岸の漁山村で、九迫より成る。(迫とは谷の異名であつて、自づからその地勢が物語られて居る。)その内譯は、

本郷	岡方	五迫	本百姓株	四十九人
	濱方	二迫	半百姓株	十八人
枝郷	軍浦	一迫	半百姓株	八人
飛地	向へた	一迫		

これ以外の居住者は、小前名子、或は漁師である。而してその耕作地は、

(岡方頭百姓)

本百姓 一名 本田三反五畝歩

本畑三石蔀余

外 野畑山林

(濱方漁師頭)

半百姓半名 本田一反五畝歩

畑 一石蔀余

名子 原則として本百姓のみに附屬し、その所有地内に屋敷地床畑を與えられるが、其の外の名地は

都べて名子の下作である。

小前 名地の外に野地等を自力で開發し、屋敷畑床畑

或いは打替畑、其の他狹少の土地を有し、且つ

名子分にならないもの。

この固定した土地、百姓株に對して、人口は自づから増加する。その新しき人口は、次の如き経過を経て、村の一員となるのである。

本百姓之内、男子多く養子相ならざるものは、名地之内え外名子同様屋敷地床畑丈け呉れ置き、高分け分地等仕らざる義に御座候

又半百姓によつて占められている濱方に於ても、

半百姓之内、男子多く養子相成らざるもの、名地之内え屋敷地丈け呉れ置き、名畑之内少し下作致させ、高分けの分地等仕らず、一家内同様ニいたし合ひ候儀に御座候

と云われて居る。以上の如くであるから、著しい人口の増加

に比例して零細化の程度は次第に加わるのみである。この點、同時代社會の特質が天草に於て最も極端な形態をとつて、或意味では最も典型的な形に於いて現われていると言ひ得る。

天領政治

天草の政治は、數度の變遷があるが、近世の大部分を天領として終始した。天草も亦他の幕領農村と同じく、その環境に於て先進的で、それに伴う諸問題から免れることは出来ないが、他の諸藩の如く幕府は、直接住民に寄食せんとする傾向は少なかつたから、その意味に於いては恵まれた條件の下に置かれたと言ひ得る。加うるに幕領に於ては、封建權力の弛緩が最も早く現われたから、天草には地理的に僻遠の地に存在しながら、一つの先駆的な様相が見出される。

百姓一揆及び越訴が頻出していることの如きは、その現われであり、その間には、おぼろ氣ながら近代化えの展望が見られる。

明和より嘉永に至る間、天草に於いては、暴動化し、或は不穩なる状態に陥つた一揆、及び江戸或は長崎えの越訴各十回を

超えているから、此の地方に於ける反抗運動は常習化していると言ひ得よう。特に訴訟によつて目的を貫徹せんとする傾向が著しいのは、注目すべきであつて、史料に従うならば「小前」の活躍が著しく、常時村役人に反抗するのも小前であり、爲に村役人は小前に疑惑を懷かさざる様、計理を正確に記録しなくてはならなかつたし註一、更に小前の或る者は、羽織を着用して村役人なりと申し立て、法庭に現われる者もある様になつた。

註二最も窮迫せる小前が、特殊な環境の下に、次第に訓練され、自ら問題を解決せんとしていることは當然のことではあるが、かゝる小前の成長は近世天草の特色と云わなければならない。

註一 近來小入用高掛もの等の儀に付小前百姓共心得違村役人之取計を拒候得者趣意に叶候様心得、不辨之事共品々及出訴、令吟味候得者全無謂儀多有之不埒之至りに候、自今以後多人數申合不束之儀申立無謂村役人之申付を拒み候におゐては急度吟味庄屋聊無益之入用無之様情々心付遣拂小入用帳前々申渡之通御役所え差出改受都而小前疑心解候様可致候。

(文化十一年「御用觸寫帳」)

註二 一是迄之仕癖に茂可有之哉御役所え願立置候年寄百姓代兩人共は不罷出名代として小前のもの羽織等着し罷出候處に而村役人之旨申立得と相糺候處に而實者代人之旨申立候も有之、甚以不都合不宜候間已來は年寄百姓代に限り羽織を着し罷出代入として小前之もの差出候儀決而不相成候事

(弘化五年「同」)

人口年表

年次	人口	史料	備考
一六三八 寛永一五	(五〇〇〇?)	「天草郡記録」	島原の亂
一六四三 二〇	一六、〇〇〇	「万治元戌年より延享三年迄の人高覺」	天明八年(推定人口一〇万)「人高先年トハ二十位之増人ニテ」とあり
一六五九 二	三一、〇〇〇	「天草島中人高帳」	
一六八四 貞享二	三四、三五七		
一六九一 元祿四	五二、七八五		
一七一〇 正徳一	六五、〇〇〇		
一七一七 享保三	七四、六五七	「年表事録」	
一七四六 延享三	八九、九八二	「万治元戌年より延享三年迄の人高覺」	
一七六一 寶曆一	一一、〇〇〇	「年表事録」	
一七九四 寛政六	一四〇、四四六	「年表事録」	
一八〇四 文化元	一二二、二九八	「傳聞書」	
一八〇五 二	一二三、八二九	(高濱村)「村鑑」	
一八〇六 三	一二八、二四四	「天草郡村々高小物成高諸役人附」	
一八一〇 七	一三二、二〇五	「天草郡總人高帳」	
一八一七 一四	一四二、七八二		
一八二六 文政九	一三九、〇四一		
一八二七 一〇	一四一、五八八		
一八二九 一二	一四三、〇四一		
一八三二 天保三	一五六、一六八	「天草郡高揃并竈寄帳」	
一八六七 慶應四	一六八、二二一	「天草案内」	
一八八五 明治一八	一九三、四九八		
一九〇九 四二	一九五、三四四		
一九二四 大正一三			

人別他に十倍す

明治の初期決河の勢を以て出水、葦北、八代球磨の諸郡へ移籍せるもの相踵ぎ、又海外出稼者多し。
「天草案内」

痘瘡年表

年次	流行地	備考	年次	流行地	備考
寛文二	(長崎)	死者三、三〇〇余人	文政三	福岡、志岐、内田	
寶永三	龜川	痘瘡病人山小屋にて看病仕方御尋	一一	志岐	
明和六	福岡		一二	志岐、福岡	
天明三	町山口		五	上津深江	大矢野村上村儀八郎罷病者の請込養生願出
四	本渡		八	大矢野三村(口津)	
九	小宮地(島原)		九	牛深	
寛政一	(島原)		一〇	福岡、志岐、本渡	上津江村に種痘山を開く
六	牛深、中村、福岡、志岐		一三	(長崎、茂木)	木下逸雲天草に來つて牛痘を施す
七	大矢野(島原)		一四		
一〇	町山口		三		
一三	崎津		五		
亨和一	崎津		二	大江	
二	崎津		四	富岡、志岐、内田	
文化二	高濱		五	佐伊津	大村に牛痘無く二口村より之を得
四			二	佐伊津	
五			三		
六	志岐				
七	福岡				

百姓一揆年表

年次	原因	形態	範圍(場所)	備考
元祿 四	出米問題に關する大庄屋の非違	百姓庄屋出入	宮田村	
明和 八、一一	藏元の横暴不正 退役要求	不穩 一〇〇〇人	郡中(大島、志岐、高濱、牛深、久留、早浦) (宮地岳、下内野)	
天明 一、八	銀主の横暴	暴動 二〇〇	郡中	
七、六	銀主の横暴	〃 打毀	牛深	
寛政 一	銀主の横暴	江戶越訴 勘定奉行へ 駈込訴、巡見使に 不穩暴動 一〇〇	栖本馬場村、棚底村 海老宇土村對町山口村、龜川村 西目一丁田、大江、都呂木、村木場 一町田、本渡、櫛宇土 西目、都呂木、木場 西目、一丁田、小宮地 郡中、久玉、志岐、都呂々木、 高濱村	債權書類焼却 債權焼却
三	正月申渡に對する不滿 出米願(相續仕法要望) 拜借食料返納方願	不穩暴動		
五、五	食糧欠乏(相續仕法要望)	暴動 三〇〇		地主銀主宅打毀 十年間年貢二五石減
六、二	下免(減稅)願	江戶越訴		
七、一二	禁教に對する報復	不穩		
八、二	難破唐船諸入用 郡割に對する不滿 土地請返し	長崎越訴ノ企 江戶老中駕籠訴 〃	志柿村 櫛宇土 海老宇土(幸之助) 棚底村、大宮地村 本戸一町田、大江、宮地岳、一小宮地 御領 大島子 二江、楠浦、小宮地 大矢野	小作米減額、庄屋減員、 郷中小前五三人總代 村政出訴 天保四年合足 宮田才八郎煽動
文政 一〇	天保 二	老中駕籠訴 不穩 庄屋に穩居を迫る 暴動		
一二	相續仕法の復活、救助要求	富岡出訴		
三、一〇	金利引下要望 寛政百姓相續仕法による 土地請返し	暴動		
四、一〇	〃 土地請返し	長崎越訴(駈込訴) 暴動 二、〇〇〇		
九				

弘化 二、一〇 一二	一五、一	對銀主不満	暴動 三、〇〇〇	大矢野	上村、銀主債權破棄
三、四	土地請戻	江戸越訴	〃	御領	玉木市助
四、一	〃	長崎駈込訴	暴動、富岡駈込訴 一、〇〇〇人	宮田、栖本、古江、馬場下	弘化大打毀
文久 二	弘化二年相續仕法反對 對銀主反感	打毀	大江	高濱	「村方小前騒動一件書類」
慶應 四、八	對大庄屋反感				

後記

拙稿研究の端緒は森克己博士の御奨めによるものであり、現地に於いては史料を所藏される松田唯雄氏、尾上正彦氏、上田滋穂氏、大江村松浦氏等の厚い配慮にあづかつた。特に木山、上田兩家は徹宵史料拜見の我が儘をも許していただき又五島富江の大久保忠臣氏は切支丹に關する史料を御惠贈下さつた。深く學恩を感謝する次第である。